

最高人民檢察院



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： www.iipf.jp
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産部
TEL: 6528-2781
FAX: 6528-2782

2006年6月

最高人民検察院 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴国の中央政府機関を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際に、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。

また、IIPPFは、貴国に対し、今までにいくつかの建議事項を提案して来ましたが、2004年12月に「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締が増加したと伺っており、感謝申し上げます。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体（全169メンバー）に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

優先的建議事項としまして（1）取締りと刑事訴追の強化と公安部との連携、（2）「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の改善、（3）刑事罰の対象となる類型の拡大、（4）罰金額の明記、を取り上げさせていただいており、本建議内容を私どもと貴法院にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴院が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の 4 点を優先的建議事項としております。

これらの建議事項は、正当に事業を行ない、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、中国及び中国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 取締りと刑事訴追の強化と公安部との連携
2. 2004 年 12 月 22 日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に対する改善
3. 刑事罰の対象となる類型の拡大
4. 罰金額の明記

優先的建議事項 1. 取締りと刑事訴追の強化と公安部との連携

検察当局として、引き続き公安部と緊密に連携して知的財産侵害事件に対する取締案件を迅速かつ積極的に捜査、起訴していただきたい。

2004 年 12 月に「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての取締が増加したと伺っております。

経済産業省が実施した調査によれば、我が国企業の知的財産が侵害され、侵害者が公安により立件された件数は、当該司法解釈が改正される以前の 2004 年から、2005 年に大幅に増加しております。

一方、公安により立件された事件のその後の処分状況を見ると、起訴前など未決のものや処分が不明なものが多くなっております。より多くの事件が検察により起訴されるよう、公安に対する指導監督、公安との連携の強化、検察官に対する指導、研修を徹底されるよう要請します。

この点について、「2006 年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、「山鷹」行動の引き続きの展開や他の多くの施策が盛り込まれております。

特に、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』との記載については、連携強化のために、是非とも実施して頂きたい。

また、『知的財産権保護のための基礎データ報告システムを開発し、定期的に国外への中国の知的財産権保護の法執行データを報告する』という点についても、透明性確保のためにも是非とも実施して頂きたい。

優先的建議事項 2. 「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に対する改善

- (1) 旧基準より高く設定されている定罪・量刑基準について
- (2) 不法経営金額の計算について
- (3) 個人と法人で異なる定罪・量刑基準を適用することについて
- (4) 悪質な知的財産侵害を繰り返す行為の抑止について

(1) 旧基準より高く設定されている定罪・量刑基準について

上記の司法解釈において商標権侵害や著作権侵害の多くの場合で、その定罪・量刑基準が引き下げられていることなど、様々な改善がなされており、感謝申し上げます。しかしながら、以下に指摘する項目については、以前定められていた「最高人民検察院、公安部経済犯罪事件の刑事訴追基準に関する規定」に定められていた刑事訴追基準よりもその定罪・量刑基準が高く設定されており、改善をお願い致します。

- ・ 法人及び個人に適用される、偽造標章販売罪の違法所得金額（上記司法解釈第 3 条）
- ・ 法人に適用される、偽造標章販売罪の標識販売点数（上記司法解釈第 3 条）
- ・ 法人に適用される、専利詐称表示罪における違法所得金額及び経済的損失（上記司法解釈第 4 条）
- ・ 法人に適用される、営業秘密侵害罪における経済的損失（上記司法解釈第 7 条）

「2006 年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の施行 1 年後の状況調査により、事件処理中に出現した問題、特に、不法経営金額の計算、組織犯罪、度重なる虚偽表示などの問題について、明確あるいはより進んだ解釈をする」と記載されている点について、以下のとおり、建議します。

(2) 不法経営金額の計算について

上記の司法解釈第 12 条において、「販売した権利侵害品の価値については、実際の販売価格に依って計算する。製造、貯蔵、運輸及び犯罪されていない権利侵害製品の価値については、表示価格又は精査した権利侵害製品の実際の販売平均価値によって計算する。権利侵害製品の表示価格がなく、又は実際販売価格の精査が出来ない場合、権利侵害される製品における市場の中間価格に依って計算する。」とされています。

一般的に、知的財産侵害者は領収書を発行せず、販売記録も残さない場合が多く、実際の知的財産侵害品の価格は知的財産侵害者以外誰も知らないという状態です。

結果として、偽物の販売価格が非常に安く申告されたために、定罪・量刑基準を満たさなかったことが度々発生しています。

したがって、不法経営金額が、知的財産侵害者の一方的な申告に基づくものでなく、客

観的に評価できるようにしていただきたい。

(3) 個人と法人で異なる定罪・量刑基準を適用することについて

上記の司法解釈の第15条において、「事業者が刑法第213条から第219条に規定される行為を実施する場合には、本解釈に規定される相応的な個人犯罪の三倍を基準として、罪を定め、刑を決める」とされています。

一方、法人による知的財産侵害行為が多発している現状に鑑み、個人と法人の区別無く同じ定罪・量刑基準を適用するようにしていただきたい。

(4) 悪質な知的財産侵害を繰り返す行為の抑止について

上記の司法解釈の施行以後、刑事罰に処される案件数が増加しているとの報告もある一方で、2005年11月に実施したアンケート調査の結果によれば、知的財産侵害事件が小口化し、刑事訴追を逃れようとする巧妙な手口が発生しているとの結果が出ています。

またIIPPFが2005年に行ったアンケートによれば、知的財産侵害行為による被害を受けた企業のうち、75%強が、摘発を実施した後も同一業者からの「繰り返しの知的財産侵害行為」の被害を受けており、その中には、3回、4回のケースも珍しくないとの結果となっており、行政罰・刑事罰の強化を含めた繰り返しの知的財産侵害行為に対する規制の必要性が高まっていますので、是非とも対応をお願い致します。

具体的には、上記司法解釈第12条は、行政処罰または刑事処罰を受けていない行為は累計できる旨の規定があり、この規定が繰り返しの知的財産侵害行為防止への一定の効果はあるとは考えられるものの、従来の上記司法解釈には規定されていた行政処罰を二回以上受けている場合は刑事訴追の対象となるという規定が削除されてしまったため、日本企業からは規制が弱くなるとの不安の声も出ております。

刑事罰による抑止力を高めて知的財産侵害事件を減少すべく、侵害行為による金額が3年以下の懲役等となる定罪・量刑基準に達しない場合であっても、一度刑事罰を受けた後又は複数回の行政罰を既に受けた後に、再度知的財産侵害行為を行った場合には、刑事罰の対象としていただくようお願い致します。

ここで、我々の主張は、過去に行政処罰の対象となった行為に対して、さらに、刑事罰の対象とすることを求めるものではありません。

刑事訴追基準を満たさない程度の知的財産権侵害行為を繰り返し行い、行政処罰を繰り返し受けている者については、もはや、行政処罰による再犯抑止効果を期待しえないことが明らかであるので、一定回数以上の知的財産権侵害行為を繰り返した者については、さらに、その後、知的財産権侵害行為を犯した場合には、たとえ当該行為が不法経営金額等の刑事訴追基準を満たしていない場合であっても、さらなる再犯の防止の観点から、当該行為について、刑事罰の対象とすることを求めるものであります。

優先的建議事項3. 刑事罰の対象となる類型の拡大

- (1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。
- (2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

(1) 刑事罰の対象となる不正競争行為の類型を拡大していただきたい。

中国では不正競争行為に対する刑事罰の対象は、営業秘密侵害に限られており、反不正競争法第 5 条で規制している、他人の周知商品との混同惹起行為などは、刑事罰の対象となっておりません。このような不正競争行為は、消費者の混同を引き起こすものであり、中国の市場経済秩序を破壊するものです。つきましては、反不正競争法第 5 条違反の行為も刑事罰の対象に追加していただくよう、お願い致します。

また、中国では、他人の商品形態を無断で使用する行為が不正競争の類型に含まれていませんが、2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果によれば、55.2%の会社が他人の商品形態を無断で使用することを規制する制度がないため適切な対処ができなかったとし、65.5%の会社が制度改善の必要性を感じております。

貴国では既に、この商品形態の保護に関する反不正競争法の改正が検討されているとのことであり、日本企業としてはたいへん期待しているところであり、他人の商品形態を無断で使用する行為を不正競争の類型に含めていただくとともに、刑事罰の対象としていただくようお願い致します。

(2) 類似商標による商標権侵害行為を刑事罰の対象に追加していただきたい。

刑法第 213 条において、登録商標冒用罪の要件として「同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し」とされており、登録商標専用権の侵害行為に該当する類似商標を使用する行為が登録商標冒用罪の対象となっておりません。

確かに、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の第 8 条において、同一商標には被詐称登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標も含まれる旨が規定され、若干ながら同一商標の定義が広げられているということが出来ます。

しかし、現実には同一商標とはいえないような様々な類似商標が付された商標権侵害品が製造、販売されています。

知的財産侵害品製造・販売業者が類似商標であれば刑事罰を課せられないとの認識のもとに商標権侵害品を製造・販売し続ける恐れも有り、刑事罰による抑止効果を期待します。

上述の 2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、類似商標による商標権侵害行為も刑事罰の対象に含めて欲しい旨の要望が出ており、また、同アンケートによれば、商標権侵害による被害を受けた企業のうち、78%が、類似商標の商標権侵害品の被害を受けており、その中の 47%の企業が類似商標の商標権侵害品が増加傾向にあるとの回答をしています。

こういった同一でない類似商標による商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え中国の市場経済秩序を破壊しております。

また、日本を始め、例えば、韓国、ドイツ等の多くの国で既に類似商標が刑事罰の対象となっております。

したがって、類似商標の不正使用に対しても刑事罰の対象となるようお願い致します。

優先的建議事項 4. 罰金額の明記

罰金刑の金額を刑法等に明記して頂きたい。

刑法の知的財産権侵害罪（刑法第二編第3章第7節）の各条項や「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」に罰金刑の金額が規定されておられません。

罰金額の明示によって侵害の抑止効果も期待されるものと思料いたしますので、刑法等に明記して頂きたいと考えます。

以上